

磐田市国民保護計画変更案 新旧対照表 (平成 30 年度)

頁	現 行	変 更 案	変更要旨
1	<p style="text-align: center;">第 1 編 総 論</p> <p>第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。</p> <p>1 市の責務及び計画の位置づけ</p> <p>(1) 市の責務</p> <p>市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、<u>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律</u>（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、<u>国民の保護に関する基本指針</u>（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び<u>県の国民の保護に関する計画</u>（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、<u>磐田市の国民の保護に関する計画</u>（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 市国民保護計画に定める事項</p> <p>市国民保護計画においては、市内における以下に掲げる事項について定める。</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び<u>資機材</u>の備蓄に関する事項</p> <p>エ～カ （略）</p> <p>2 市国民保護計画の構成</p> <p>市国民保護計画は、以下の各論により構成する。</p> <p>第 1 編 総論</p> <p>第 2 編 平素からの備えや予防</p> <p>第 3 編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第 4 編 復旧等</p>	<p style="text-align: center;">第 1 編 総 論</p> <p>第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。</p> <p>1 市の責務及び計画の位置づけ</p> <p>(1) 市の責務</p> <p>市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、<u>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律</u>（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、<u>国民の保護に関する基本指針</u>（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び<u>県の国民の保護に関する計画</u>（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、<u>磐田市の国民の保護に関する計画</u>（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 市国民保護計画に定める事項</p> <p>市国民保護計画においては、市内における以下に掲げる事項について定める。</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び <u>資材</u> の備蓄に関する事項</p> <p>エ～カ （略）</p> <p>2 市国民保護計画の構成</p> <p>市国民保護計画は、以下の各論により構成する。</p> <p>第 1 編 総論</p> <p>第 2 編 平素からの備えや予防</p> <p>第 3 編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第 4 編 復旧等</p>	<p>○適正な記載に修正</p> <p>○国民保護法第 35 条第 2 項第 3 号に定める字句に修正</p>

磐田市国民保護計画変更案 新旧対照表（平成 30 年度）

頁	現 行	変 更 案	変更要旨																								
5	<p>15 年政令第 252 号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>横浜防衛施設局</u></td> <td><u>1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整</u> <u>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	<u>横浜防衛施設局</u>	<u>1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整</u> <u>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</u>	(略)	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<p>15 年政令第 252 号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>関東地方環境事務所</u></td> <td><u>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</u> <u>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u></td> </tr> <tr> <td><u>南関東防衛局</u></td> <td><u>1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整</u> <u>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	(略)	(略)	<u>関東地方環境事務所</u>	<u>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</u> <u>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u>	<u>南関東防衛局</u>	<u>1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整</u> <u>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</u>	<p>記に修正</p> <p>○指定地方行政機関の変更に伴う修正（事務又は業務の大綱については、県国民保護計画の変更を反映）</p> <p>○事態対処法第 2 条第 7 号に定める指定公共機関の定義を引用する。</p> <p>○組織変更（郵政民営化）に伴う名称の修正</p>
	機関の名称	事務又は業務の大綱																									
	(略)	(略)																									
	<u>横浜防衛施設局</u>	<u>1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整</u> <u>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</u>																									
	(略)	(略)																									
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																									
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																									
	機関の名称	事務又は業務の大綱																									
	(略)	(略)																									
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																									
(略)	(略)																										
<u>関東地方環境事務所</u>	<u>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</u> <u>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u>																										
<u>南関東防衛局</u>	<u>1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整</u> <u>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</u>																										
(4) 指定公共機関	<p><u>事態対処法施行令第 3 条及び武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号。以下「事態対処法」という。）第 2 条第 6 号に規定する指定公共機関の公示により指定されている機関をいう。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>日本郵政公社</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	<u>日本郵政公社</u>	(略)	(略)	(略)	<p>(4) 指定公共機関</p> <p><u>独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令第 3 条で定めるものをいう。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>郵便事業を営む者</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	<u>郵便事業を営む者</u>	(略)	(略)	(略)									
機関の名称	事務又は業務の大綱																										
(略)	(略)																										
<u>日本郵政公社</u>	(略)																										
(略)	(略)																										
機関の名称	事務又は業務の大綱																										
(略)	(略)																										
<u>郵便事業を営む者</u>	(略)																										
(略)	(略)																										

磐田市国民保護計画変更案 新旧対照表（平成 30 年度）

頁	現 行	変 更 案	変更要旨																								
6	<p>(5) 指定地方公共機関</p> <p><u>国民保護法第 2 条の規定に基づき県の区域において放送、輸送、ガス、医療の公益的事業を営む法人及び道路公社で、知事により指定されている機関をいう。</u></p> <table border="1" data-bbox="129 480 967 1062"> <thead> <tr> <th>機関の区分及び名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>運送事業者 (略) ____ 社団法人静岡県バス協会 (略) ____ 社団法人静岡県トラック協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ガス事業者 (略) ____ 社団法人静岡県エルピーガス協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>病院その他の医療機関 ____ 社団法人静岡県医師会 ____ 社団法人静岡県看護協会 ____ 社団法人静岡県病院協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の区分及び名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	運送事業者 (略) ____ 社団法人静岡県バス協会 (略) ____ 社団法人静岡県トラック協会	(略)	ガス事業者 (略) ____ 社団法人静岡県エルピーガス協会	(略)	病院その他の医療機関 ____ 社団法人静岡県医師会 ____ 社団法人静岡県看護協会 ____ 社団法人静岡県病院協会	(略)	(略)	(略)	<p>(5) 指定地方公共機関</p> <p><u>県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第 1 条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。</u></p> <table border="1" data-bbox="994 480 1832 1062"> <thead> <tr> <th>機関の区分及び名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>運送事業者 (略) <u>一般</u>社団法人静岡県バス協会 (略) <u>一般</u>社団法人静岡県トラック協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ガス事業者 (略) <u>一般</u>社団法人静岡県 LP ガス協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>病院その他の医療機関 <u>一般</u>社団法人静岡県医師会 <u>公益</u>社団法人静岡県看護協会 <u>公益</u>社団法人静岡県病院協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の区分及び名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	運送事業者 (略) <u>一般</u> 社団法人静岡県バス協会 (略) <u>一般</u> 社団法人静岡県トラック協会	(略)	ガス事業者 (略) <u>一般</u> 社団法人静岡県 LP ガス協会	(略)	病院その他の医療機関 <u>一般</u> 社団法人静岡県医師会 <u>公益</u> 社団法人静岡県看護協会 <u>公益</u> 社団法人静岡県病院協会	(略)	(略)	(略)	<p>○国民保護法第 2 条第 2 項に定める指定地方公共機関の定義を引用する。</p>
機関の区分及び名称	事務又は業務の大綱																										
(略)	(略)																										
運送事業者 (略) ____ 社団法人静岡県バス協会 (略) ____ 社団法人静岡県トラック協会	(略)																										
ガス事業者 (略) ____ 社団法人静岡県エルピーガス協会	(略)																										
病院その他の医療機関 ____ 社団法人静岡県医師会 ____ 社団法人静岡県看護協会 ____ 社団法人静岡県病院協会	(略)																										
(略)	(略)																										
機関の区分及び名称	事務又は業務の大綱																										
(略)	(略)																										
運送事業者 (略) <u>一般</u> 社団法人静岡県バス協会 (略) <u>一般</u> 社団法人静岡県トラック協会	(略)																										
ガス事業者 (略) <u>一般</u> 社団法人静岡県 LP ガス協会	(略)																										
病院その他の医療機関 <u>一般</u> 社団法人静岡県医師会 <u>公益</u> 社団法人静岡県看護協会 <u>公益</u> 社団法人静岡県病院協会	(略)																										
(略)	(略)																										
7	<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	<p>○指定地方公共機関の組織変更等に伴う名称の修正（以下、この表において同じ。）</p>																								

磐田市国民保護計画変更案 新旧対照表 (平成30年度)

頁	現 行	変 更 案	変更要旨
3	<p>国民の保護に関する仕組み</p>	<p>国民の保護に関する仕組み</p>	<p>○誤記の修正</p>
8	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。</p> <p>1 地形</p> <p>磐田市は、静岡県西部、天竜川の東側に位置し、西と北は浜松市、東は袋井市及び周智郡森町に接し、南は太平洋（遠州灘）に面している。</p> <p>東西約11.5km、南北約27.1km、面積は164.04 ㊦であり、海岸線の延長は約11.0kmである。</p> <p>地形の特徴としては、北部は敷地川・一雲済川などの流域と山地で丘陵と段丘に移行し、その南は天竜川扇状地の低地、磐田原台地、太田川の三角州性低地と続き、南部では天竜川左岸低地、太田川・仿僧川の三角州性低地及</p>	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。</p> <p>1 地形</p> <p>磐田市は、静岡県西部、天竜川の東側に位置し、西と北は浜松市、東は袋井市及び周智郡森町に接し、南は太平洋（遠州灘）に面している。</p> <p>東西約11.5km、南北約27.1km、面積は163.45 ㊦であり、海岸線の延長は約11.0kmである。</p> <p>地形の特徴としては、北部は敷地川・一雲済川などの流域と山地で丘陵と段丘に移行し、その南は天竜川扇状地の低地、磐田原台地、太田川の三角州性低地と続き、南部では天竜川左岸低地、太田川・仿僧川の三角州性低地及</p>	<p>○面積の再計算に伴う修正。 誤記の修正</p>

磐田市国民保護計画変更案 新旧対照表（平成 30 年度）

頁	現 行	変 更 案	変更要旨
	<p>び海岸砂堆地からなる。台地面には浅く幅の広い谷が見られ、台地東縁・西縁は急崖となっている。</p> <p>2 気候 本市を含む静岡県西部地域の気候は温和であり、磐田地域気象観測所（アメダス）の <u>1979～00 年の 22 年間の平均値</u>によると、年平均気温は <u>15.8℃</u>、<u>年最高気温の平均</u>は <u>34.4℃</u>、<u>年最低気温の平均</u>は <u>-2.5℃</u>となっている。</p> <p>日照時間の月平均値は <u>169.3 時間</u>で、雨量は全般に少なく年間 <u>1,703.9mm</u>である。月別降水量は <u>9 月</u>が最も多く <u>239.7mm</u>、12 月が最小で <u>40.6mm</u>である。</p> <p>また、冬は大陸からの季節風（空っ風）が連日吹くことが多く、空気が乾燥し晴天日が続く。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 道路の位置等 磐田市内の道路には、東西に延びる <u>東名高速道路</u>、国道 1 号、<u>国道 1 号バイパス</u>、国道 150 号、国道 150 号バイパスのほか掛川天竜線、浜北袋井線 <u>の主要地方道</u>が、南北に延びる磐田福田線、磐田インター線、磐田天竜線、磐田停車場線の主要地方道が整備されている。<u>また、市北部地域には第 2 東名高速道路が建設中である。</u></p> <p>5～7 （略）</p>	<p>び海岸砂堆地からなる。台地面には浅く幅の広い谷が見られ、台地東縁・西縁は急崖となっている。</p> <p>2 気候 本市を含む静岡県西部地域の気候は温和であり、磐田地域気象観測所（アメダス）の <u>1981～2010 年の 30 年間の平年値</u>によると、年平均気温は <u>16.0℃</u>、<u>この期間の日最高気温</u>は <u>39.2℃（1994/8/3）</u>、<u>日最低気温</u>は <u>-4.8℃（1981/2/27）</u>となっている。</p> <p>日照時間の月平均値（<u>1986～2010 年の 25 年間</u>）は <u>183.1 時間</u>で、雨量は全般に少なく年間 <u>1,723.4mm</u>である。月別降水量は <u>6 月</u>が最も多く <u>229.8mm</u>、12 月が最小で <u>49.5mm</u>である。</p> <p>また、冬は大陸からの季節風（空っ風）が連日吹くことが多く、空気が乾燥し晴天日が続く。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 道路の位置等 磐田市内の道路には、東西に延びる <u>新東名高速道路</u>、東名高速道路、国道 1 号、<u>国道 150 号</u>、国道 150 号バイパスのほか掛川天竜線、浜北袋井線、<u>磐田袋井線</u>の主要地方道が、南北に延びる磐田福田線、磐田インター線、磐田天竜線、磐田停車場線の主要地方道が整備されている。<u>（削除）</u></p> <p>5～7 （略）</p>	<p>○気象観測値等の時点修正 その他記載事項の修正</p> <p>○新東名高速道路の供用開始に伴う修正</p>
9	<p>第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態 市国民保護計画が対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態は以下のとおりとする。</p> <p>1 武力攻撃事態 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危機が切迫していると認められるに至った事態をいう。</p> <p>(1) 市国民保護計画では、想定される武力攻撃事態を以下の 4 類型とする。</p> <p>ア 着上陸侵攻 侵攻国が侵攻正面において、海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させて、侵攻することをいう。 (特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、 	<p>第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態 市国民保護計画が対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態は以下のとおりとする。</p> <p>1 武力攻撃事態 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危機が切迫していると認められるに至った事態をいう。</p> <p>(1) 市国民保護計画では、想定される武力攻撃事態を以下の 4 類型とする。</p> <p>ア 着上陸侵攻 侵攻国が侵攻正面において、海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させて、侵攻することをいう。 (特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、 	<p>○武力攻撃事態及び緊急対処事態の特徴等について、基本指針及び県国民保護計画の内容を反映させるとともに、誤記を修正する。（以下、第 5 章において同じ。）</p>

磐田市国民保護計画変更案 新旧対照表（平成 30 年度）

頁	現 行	変 更 案	変更要旨
10	<p>その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、<u>侵攻国</u>による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 <p><u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。 <p>イ グリラヤ特殊部隊による攻撃</p> <p>グリラヤ特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるグリラヤによる施設等の破壊や人員に対する攻撃が行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、中枢機関への攻撃が行われるものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 少数数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力発電所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせた汚い爆弾。以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。 <p><u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グリラヤ特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市（消防機関（消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防本部、消防署、消防団をいう。以下同じ。）を含む。）と県、県警察は、海上保安部等及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。 	<p>その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、<u>敵国</u>による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 <p><u>(留意点)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。 <p>イ グリラヤ特殊部隊による攻撃</p> <p>グリラヤ特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるグリラヤによる施設等の破壊や人員に対する攻撃が行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、中枢機関への攻撃が行われるものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 少数数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力発電所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせた汚い爆弾。以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。 <p><u>(留意点)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グリラヤ特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市（消防機関（消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防本部、消防署、消防団をいう。以下同じ。）を含む。）と県、県警察は、海上保安部等及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。 	

磐田市国民保護計画変更案 新旧対照表（平成 30 年度）

頁	現 行	変 更 案	変更要旨
11	<p>ウ 弾道ミサイル攻撃</p> <p>弾道ミサイル（放物線を描いて飛翔するロケットエンジン推進のミサイルをいう。以下同じ。）による攻撃をいい、長距離にある目標を攻撃することが可能であり、大量破壊兵器（核、生物及び化学兵器をいう。以下同じ。）を搭載して攻撃することも可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 通常弾頭の場合には NBC 弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p><u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。 <p>エ 航空攻撃</p> <p>重要な施設の破壊などを目的として、航空機に搭載したミサイルなどにより急襲的に行われる攻撃をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p><u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。 <p>(2) 特殊な対応が必要となる NBC 攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴については、以下のとおりである。</p> <p>ア 核兵器等</p> <p>核反応を利用した兵器。原子爆弾、水素爆弾、中性子爆弾、また核弾頭を装着したミサイルなど。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) <p><u>(追加)</u></p>	<p>ウ 弾道ミサイル攻撃</p> <p>弾道ミサイル（放物線を描いて飛翔するロケットエンジン推進のミサイルをいう。以下同じ。）による攻撃をいい、長距離にある目標を攻撃することが可能であり、大量破壊兵器（核、生物及び化学兵器をいう。以下同じ。）を搭載して攻撃することも可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 通常弾頭の場合には NBC 弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p><u>(留意点)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。 <p>エ 航空攻撃</p> <p>重要な施設の破壊などを目的として、航空機に搭載したミサイルなどにより急襲的に行われる攻撃をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p><u>(留意点)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。 <p>(2) 特殊な対応が必要となる NBC 攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴については、以下のとおりである。</p> <p>ア 核兵器等</p> <p>核反応を利用した兵器。原子爆弾、水素爆弾、中性子爆弾、また核弾頭を装着したミサイルなど。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) <p><u>・ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗</u></p>	

磐田市国民保護計画変更案 新旧対照表（平成30年度）

頁	現 行	変 更 案	変更要旨																
14	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 市における組織・体制の整備</p> <p>1 平素の業務</p> <p>市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとし、各部局が実施する業務については、<u>別に定める</u>。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 市における組織・体制の整備</p> <p>1 平素の業務</p> <p>市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとし、各部局が実施する業務については、<u>資料201-1のとおりとする</u>。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>○資料201-1<各部局における平素の業務>の作成に伴う修正</p>																
15	<p>4 国民の権利利益の救済に係る手続等</p> <p>(1) 国民の権利利益の迅速な救済</p> <p>市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。</p> <p>また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。</p> <p>【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">損失補償 (国民保護法第159条第1項)</td> <td>県から救援の委任等を受け実施した特定物資の収用に関する こと。(国民保護法第81条第2項)</td> </tr> <tr> <td>県から救援の委任等を受け実施した特定物資の保管命令に 関すること。(国民保護法第81条第3項)</td> </tr> <tr> <td>県から救援の委任等を受け実施した土地等の使用に 関すること。(国民保護法第82条)</td> </tr> <tr> <td>応急公用負担に関する こと。(国民保護法第113条第1項、第5項)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(2) (略)</p> <p>第2 (略)</p>	損失補償 (国民保護法第159条第1項)		県から救援の委任等を受け実施した特定物資の収用に関する こと。(国民保護法第81条第2項)	県から救援の委任等を受け実施した特定物資の保管命令に 関すること。(国民保護法第81条第3項)	県から救援の委任等を受け実施した土地等の使用に 関すること。(国民保護法第82条)	応急公用負担に関する こと。(国民保護法第113条第1項、第5項)	(略)	(略)	<p>4 国民の権利利益の救済に係る手続等</p> <p>(1) 国民の権利利益の迅速な救済</p> <p>市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。</p> <p>また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。</p> <p>【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">損失補償 (国民保護法第159条第1項)</td> <td>県から救援の委任等を受け実施した特定物資の収用に関する こと。(国民保護法第81条第2項)</td> </tr> <tr> <td>県から救援の委任等を受け実施した特定物資の保管命令に 関すること。(国民保護法第81条第3項)</td> </tr> <tr> <td>県から救援の委任等を受け実施した土地等の使用に 関すること。(国民保護法第82条)</td> </tr> <tr> <td>応急公用負担に関する こと。(国民保護法第113条第1項、第5項)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>車両等の破損措置に関する こと。(国民保護法第155条第2項 において準用する災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第 76条の3第2項後段)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(2) (略)</p> <p>第2 (略)</p>	損失補償 (国民保護法第159条第1項)	県から救援の委任等を受け実施した特定物資の収用に関する こと。(国民保護法第81条第2項)	県から救援の委任等を受け実施した特定物資の保管命令に 関すること。(国民保護法第81条第3項)	県から救援の委任等を受け実施した土地等の使用に 関すること。(国民保護法第82条)	応急公用負担に関する こと。(国民保護法第113条第1項、第5項)		<u>車両等の破損措置に関する こと。(国民保護法第155条第2項 において準用する災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第 76条の3第2項後段)</u>	(略)	(略)
損失補償 (国民保護法第159条第1項)	県から救援の委任等を受け実施した特定物資の収用に関する こと。(国民保護法第81条第2項)																		
	県から救援の委任等を受け実施した特定物資の保管命令に 関すること。(国民保護法第81条第3項)																		
	県から救援の委任等を受け実施した土地等の使用に 関すること。(国民保護法第82条)																		
	応急公用負担に関する こと。(国民保護法第113条第1項、第5項)																		
(略)	(略)																		
損失補償 (国民保護法第159条第1項)	県から救援の委任等を受け実施した特定物資の収用に関する こと。(国民保護法第81条第2項)																		
	県から救援の委任等を受け実施した特定物資の保管命令に 関すること。(国民保護法第81条第3項)																		
	県から救援の委任等を受け実施した土地等の使用に 関すること。(国民保護法第82条)																		
	応急公用負担に関する こと。(国民保護法第113条第1項、第5項)																		
	<u>車両等の破損措置に関する こと。(国民保護法第155条第2項 において準用する災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第 76条の3第2項後段)</u>																		
(略)	(略)																		

磐田市国民保護計画変更案 新旧対照表（平成 30 年度）

頁	現 行	変 更 案	変更要旨
20	<p>びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号。以下「安否情報省令」という。）の <u>様式第 1 号及び様式第 2 号により収集し、安否情報省令の様式第 3 号により</u> <u>知事に報告する。</u></p> <p>なお、市長が収集する安否情報は、以下のとおりである。 ア・イ （略） (2)・(3) （略） 4 （略）</p> <p>第 5 研修及び訓練</p> <p>市は、武力攻撃事態等における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、必要な研修及び訓練を行う。</p> <p>1 （略） 2 訓練</p> <p>(1) 市における訓練の実施 <u>市長は、近隣市町長、知事、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施する。</u> <u>(追加)</u></p> <p>(2) （略） (3) 市における訓練に当たっての留意事項 ア～オ （略） <u>(追加)</u></p>	<p>びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号。以下「安否情報省令」という。）<u>第 1 条に規定する様式第 1 号及び様式第 2 号の安否情報報告書の様式により、原則として、総務省消防庁が運用する「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（以下「安否情報システム」という。）を用いて知事に報告するものとし、安否情報システムが利用できない場合は、電子メールや FAX 等を利用する。</u></p> <p>なお、市長が収集する安否情報は、以下のとおりである。 ア・イ （略） (2)・(3) （略） 4 （略）</p> <p>第 5 研修及び訓練</p> <p>市は、武力攻撃事態等における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、必要な研修及び訓練を行う。</p> <p>1 （略） 2 訓練</p> <p>(1) 市における訓練の実施 <u>市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携を図る。</u></p> <p>(2) （略） (3) 市における訓練に当たっての留意事項 ア～オ （略） <u>カ 訓練実施時は、NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u></p>	<p>【基本指針、県国民保護計画の変更の反映】安否情報の収集・提供に、安否情報システムを用いて知事に報告する旨を追加</p> <p>【基本指針、県国民保護計画の変更の反映】訓練の実施に関する記述を整理</p> <p>【基本指針、県国民保護計画の変更の反映】様々な訓練想定を例示するなど、武力攻撃事態等の対応能力の向上が図られるように修正</p>

磐田市国民保護計画変更案 新旧対照表（平成30年度）

頁	現 行	変 更 案	変更要旨
21	<p>第2章 避難及び救援に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の準備</p> <p>市は、的確かつ迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等以下の必要な基礎的資料を準備する。</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 高齢者、障害のある人、<u>その他特に配慮を要する者</u>への対応</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害のある人等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応<u>を参考にして、</u> <u>避難対策を</u> 講じる。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第2章 避難及び救援に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の準備</p> <p>市は、的確かつ迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等以下の必要な基礎的資料を準備する。</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p><u>コ 避難行動要支援者名簿</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 高齢者、障害のある人<u>等避難行動要支援者</u>への対応</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害のある人等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応<u>として作成して</u> <u>いる避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の</u>避難対策を講じる。</p> <p><u>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</u></p> <p>※【避難行動要支援者名簿について】</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。</p> <p>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</p> <p>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、市地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>【基本指針、県国民保護計画の変更の反映】災害時要援護者から避難行動要支援者への用語の変更、避難行動要支援者名簿の活用など、災害対策基本法の改正に伴う修正（以下、第3編、第4章、第1及び第2（P18～P21）において同じ。）</p>

磐田市国民保護計画変更案 新旧対照表（平成 30 年度）

頁	現 行	変 更 案	変更要旨
25	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 初動連絡体制の確立及び初動措置</p> <p>(1) 初動連絡体制</p> <p>ア 市長は、市内外において、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握したときにおいては、市としての確かつ迅速に対処するため、速やかに<u>別に定める</u>初動連絡体制をとる。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) 初動連絡体制における初動措置</p> <p>ア 市は、初動連絡体制において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（<u>昭和36年法律第223号</u>）等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。</p> <p>市は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 初動連絡体制の確立及び初動措置</p> <p>(1) 初動連絡体制</p> <p>ア 市長は、市内外において、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握したときにおいては、市としての確かつ迅速に対処するため、速やかに<u>資料301-1の</u>初動連絡体制をとる。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) 初動連絡体制における初動措置</p> <p>ア 市は、初動連絡体制において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法 <u>(削除)</u> 等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。</p> <p>市は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>○資料 301-1<初動連絡体制>の作成に伴う修正</p> <p>○災害対策基本法の公布番号は、第2編、第1章、第1、4の表において、新たに引用するため削除する。</p>
26	<p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1) 市対策本部を設置する場合については、以下の手順により行う。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 市対策本部の開設</p> <p>市対策本部職員は、<u>市役所</u> に市対策本部を開設するとともに、市対策本部長は、直ちに、知事、その他関係機関に対して、市対策本部を設置した旨を通知する。</p> <p>オ 本部の代替機能の確保</p>	<p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1) 市対策本部を設置する場合については、以下の手順により行う。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 市対策本部の開設</p> <p>市対策本部職員は、<u>防災センター</u> に市対策本部を開設するとともに、市対策本部長は、直ちに、知事、その他関係機関に対して、市対策本部を設置した旨を通知する。</p> <p>オ 本部の代替機能の確保</p>	<p>○市地域防災計画に定める災害対策本部の設置場所（防災センター）との整合を図る。</p>

磐田市国民保護計画変更案 新旧対照表（平成30年度）

頁	現 行	変 更 案	変更要旨
29	<p>市は、市対策本部が被災した場合など市対策本部を <u>市役所内</u> に設置できない場合に備え、以下のとおり市対策本部の予備施設を指定する。 <u>(追加)</u></p> <p>また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。</p> <p>(ア) <u>豊田支所</u> (イ) <u>福田支所</u> <u>(追加)</u></p> <p>(2) 市対策本部の組織及び所掌事務 市対策本部の組織及び所掌事務については、<u>別に定める</u>。</p> <p>(3)～(6) (略) 2・3 (略)</p> <p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携する。</p> <p>1 国・県の対策本部等との連携 <u>(見出しの挿入)</u></p> <p>市は、各種の調整や情報共有を行うなど県対策本部及び、県を通じ国の対策本部と密接な連携を図る。 <u>(見出しの挿入)</u></p> <p><u>また、</u>国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。<u>(追加)</u></p>	<p>市は、市対策本部が被災した場合など市対策本部を <u>防災センター</u> に設置できない場合に備え、以下のとおり市対策本部の予備施設を指定する。 <u>なお、事態の状況に応じ、市長の判断により開設の順位を変更することを妨げるものではない。</u></p> <p>また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。</p> <p>(ア) <u>第1順位 市役所本庁舎</u> (イ) <u>第2順位 市役所西庁舎</u> (ウ) <u>第3順位 総合健康福祉館（iプラザ）</u></p> <p>(2) 市対策本部の組織及び所掌事務 市対策本部の組織及び所掌事務については、<u>資料 302-1 及び資料 302-2 のとおりとする</u>。</p> <p>(3)～(6) (略) 2・3 (略)</p> <p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携する。</p> <p>1 国・県の対策本部等との連携 <u>(1) 国・県の対策本部との連携</u></p> <p>市は、各種の調整や情報共有を行うなど県対策本部及び、県を通じ国の対策本部と密接な連携を図る。 <u>(2) 国・県の現地対策本部との連携</u></p> <p>国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。<u>また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</u></p> <p><u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</u></p>	<p>○防災センターが被災した場合の予備施設の開設順位を明確にする。</p> <p>○資料 302-1<磐田市国民保護対策本部編成図>及び資料 302-2<磐田市国民保護対策本部における所掌事務>の作成に伴う修正</p> <p>【基本指針、県国民保護計画の変更の反映】国・県の現地対策本部との連携に関する記述を整理</p>

磐田市国民保護計画変更案 新旧対照表（平成 30 年度）

頁	現 行	変 更 案	変更要旨
30	<p>2～4 （略）</p> <p>5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請</p> <p>(1) 市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人及び日本郵政公社をいう。以下同じ。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。</p> <p>(2) （略）</p> <p>6 市の行う応援等</p> <p>(1) 他の市町村に対して行う応援等</p> <p>ア 市長は、他の市町村長から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。</p> <p>イ 市は、他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、その内容を公示するとともに、知事に届け出る。</p> <p>また、市長は、速やかにその旨を議会に報告する。</p> <p>(2) （略）</p> <p>7～9 （略）</p>	<p>2～4 （略）</p> <p>5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請</p> <p>(1) 市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人_____をいう。以下同じ。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。</p> <p>(2) （略）</p> <p>6 市の行う応援等</p> <p>(1) 他の市町_に対して行う応援等</p> <p>ア 市長は、他の市町_長から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。</p> <p>イ 市は、他の市町_から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、その内容を公示するとともに、知事に届け出る。</p> <p>また、市長は、速やかにその旨を議会に報告する。</p> <p>(2) （略）</p> <p>7～9 （略）</p>	<p>○国民保護法第 151 条第 1 項の改正（郵政民営化）に伴う修正</p> <p>○適正な記載に修正</p>
31	<p>第 4 章 警報及び避難の指示等</p> <p>第 1 警報の伝達等</p> <p>1 （略）</p>	<p>第 4 章 警報及び避難の指示等</p> <p>第 1 警報の伝達等</p> <p>1 （略）</p>	
32	<p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の<u>伝達については</u>、市長は、原則として以下の<u>方法により行うものとする</u>。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合</p> <p>原則として、サイレン音は使用せず、同報無線やホームページへの掲載等の手段により、周知を図るものとする。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の<u>内容は</u>、緊急情報ネットワークシステム（E m - n e t）、<u>全国瞬時警報システム（J - A L E R T）</u>等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、<u>全国瞬時警報システム（J - A L E R T）と連携している情報伝達手段等により</u>、原則として以下の<u>要領により情報を伝達</u>する。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合</p> <p>原則として、サイレン音は使用せず、同報無線やホームページへの掲載等の手段により、周知を図るものとする。</p> <p><u>なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレン音を使用して住民</u></p>	<p>【基本指針、県国民保護計画の変更の反映】全国瞬時警報システムと連携した情報伝達手段を用いることなどの追加</p>

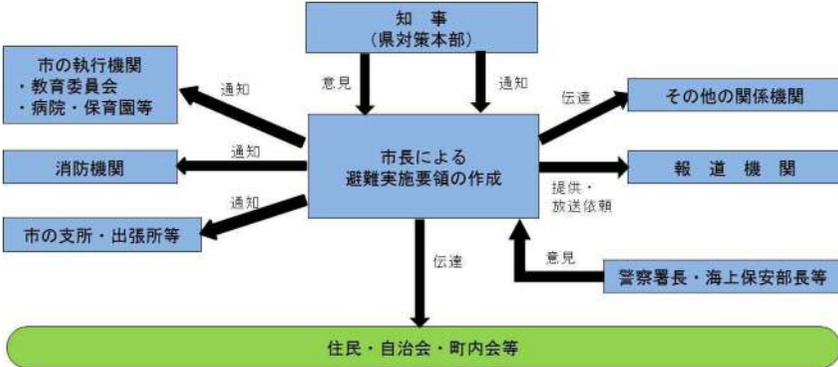
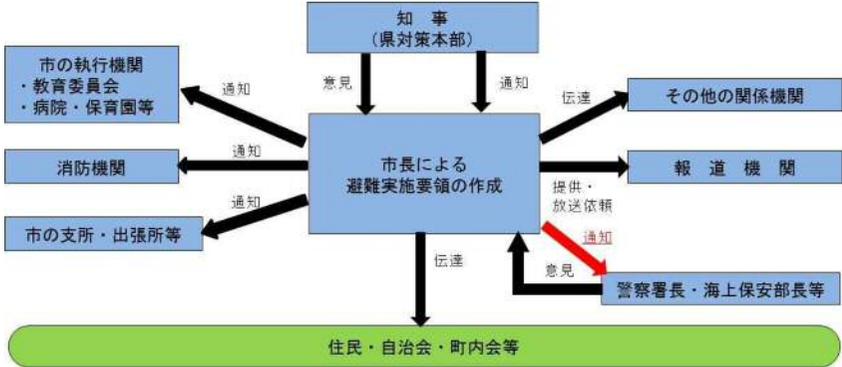
磐田市国民保護計画変更案 新旧対照表（平成 30 年度）

頁	現 行	変 更 案	変更要旨
	<p><u>(追加)</u></p> <p>(2) 市は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。</p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、自主防災会、自治会 _____ 等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p> <p>また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害のある人、外国人等に対する伝達に配慮する。</p> <p>(4) (略)</p>	<p><u>に周知を図る。</u></p> <p>※ <u>全国瞬時警報システム（J-A L E R T）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（E m - n e t）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u></p> <p>(2) 市は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。</p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、自主防災会、自治会<u>や避難行動要支援者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p> <p>また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害のある人、外国人等に対する伝達に配慮する<u>ものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</u></p> <p>(4) (略)</p>	

磐田市国民保護計画変更案 新旧対照表 (平成 30 年度)

頁	現 行	変 更 案	変更要旨
3	<p>3 関係機関への警報の流れ</p>	<p>3 関係機関への警報の流れ</p>	<p>【基本指針、県国民保護計画の変更の反映】情報伝達手段として、Em-Net、J-ALERTを追加</p>
4	(略)	(略)	
33	第2 避難住民の誘導等	第2 避難住民の誘導等	
1	(略)	(略)	
34	2 避難実施要領の策定	2 避難実施要領の策定	
(1)・(2)	(略)	(略)	
35	(3) 避難実施要領の策定における考慮事項 ア～オ (略) カ <u>高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者の避難方法の決定</u>	(3) 避難実施要領の策定における考慮事項 ア～オ (略) カ <u>避難行動要支援者の避難方法の決定(避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)</u>	
キ～コ	(略)	(略)	
(4)・(5)	(略)	(略)	

磐田市国民保護計画変更案 新旧対照表 (平成 30 年度)

頁	現 行	変 更 案	変更要旨
36	<p>(6) 市長から関係機関への避難実施要領の流れ</p> 	<p>(6) 市長から関係機関への避難実施要領の流れ</p> 	<p>【基本指針、県国民保護計画の変更の反映】フロー図の整理</p>
37	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>ア 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、避難経路に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>自力歩行困難な高齢者、障害のある人、乳幼児等</u>を車両により運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>イ 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携し、自主防災会、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>高齢者、障害のある人等</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を行う。</p> <p>(3) 武力攻撃事態の類型等に応じた住民避難</p> <p>ア 弾道ミサイルによる攻撃の場合</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(ウ)</u> 航空機による急襲的な航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミ</p>	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>ア 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、避難経路に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>避難行動要支援者</u>を車両により運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>イ 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携し、自主防災会、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を行う。</p> <p>(3) 武力攻撃事態の類型等に応じた住民避難</p> <p>ア 弾道ミサイルによる攻撃の場合</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p><u>(ウ)</u> 市長は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、<u>国</u> (内閣官房、消防庁等) が作成する各種資料等を活用し、<u>全国瞬時警報システム (J-ALERT) による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。</u></p> <p><u>(エ)</u> 航空機による急襲的な航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミ</p>	<p>【基本指針、県国民保護計画の変更の反映】弾道ミサイル発射時に全国瞬時警報システムによる情報の伝達と落下時の行動の周知に努める</p>

磐田市国民保護計画変更案 新旧対照表（平成30年度）

頁	現 行	変 更 案	変更要旨
38	<p>サイルの場合と同様の対応をとるものとする。 <u>(追加)</u></p> <p>イ (略) (4)・(5) (略) (6) 地域特性に応じた住民避難 ア (略) <u>(追加)</u></p> <p><u>イ</u> 山間地域など交通機関が限られている地域での住民避難 (略) (7)～(9) (略) (10) 高齢者、障害のある人、外国人等への配慮 市長は、高齢者、障害のある人、外国人等の避難を万全に行うため、<u>社会福祉協議会、</u> <u>国際交流協会等と協力して、高齢者、障害のある人、外国人等への</u> <u>連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする (追加)。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>サイルの場合と同様の対応をとるものとする。 <u>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。</u> <u>このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に着弾の可能性があり得るものとし、対応を考える必要がある。</u></p> <p>イ (略) (4)・(5) (略) (6) 地域特性に応じた住民避難 ア (略) <u>イ 大規模集客施設等における避難</u> <u>市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u></p> <p><u>ウ</u> 山間地域など交通機関が限られている地域での住民避難 (略) (7)～(9) (略) (10) 高齢者、障害のある人、外国人等への配慮 市長は、高齢者、障害のある人、外国人等の避難を万全に行うため、<u>避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体、国際交流協会等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。</u> <u>（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）</u></p>	<p>ことを明記 ○見出し記号の繰り下げ</p> <p>【基本指針、県国民保護計画の変更の反映】大規模集客施設等の避難に関する留意事項を追加 ○見出し記号の繰り下げ</p>

磐田市国民保護計画変更案 新旧対照表（平成 30 年度）

頁	現 行	変 更 案	変更要旨
39 40 43 44	<p>(11)～(17) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第 5 章 救援</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、知事から救援の実施に関する事務の委任の通知を受け公示がなされたときは、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成 16 年厚生労働省告示第 343 号。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。</p> <p>市長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第 6 章 安否情報の収集・提供</p> <p>1 安否情報の収集</p> <p>(1) 安否情報の収集</p> <p>市長は、避難住民の誘導の際等に、避難住民等から任意で情報を収集するほか、住民基本台帳、<u>外国人登録原票</u>等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。</p> <p>また、市は、安否情報を保有する管内の医療機関、学校、大規模事業所等に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請するとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 県に対する報告</p> <p>市長は、安否情報を遅滞なく知事へ報告する。</p> <p>この場合の報告の<u>様式</u>は、安否情報省令の様式第 3 号による。</p>	<p>(11)～(17) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第 5 章 救援</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、知事から救援の実施に関する事務の委任の通知を受け公示がなされたときは、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(<u>平成 25 年内閣府省告示第 229 号</u>。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。</p> <p>市長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第 6 章 安否情報の収集・提供</p> <p>1 安否情報の収集</p> <p>(1) 安否情報の収集</p> <p>市長は、避難住民の誘導の際等に、避難住民等から任意で情報を収集するほか、<u>住民基本台帳</u>等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。</p> <p>また、市は、安否情報を保有する管内の医療機関、学校、大規模事業所等に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請するとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 県に対する報告</p> <p>市長は、安否情報を遅滞なく知事へ報告する。</p> <p>この場合の報告は、<u>原則として、安否情報省令の様式第 3 号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、安否情報システム等により県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、</u></p>	<p>【基本指針、県国民保護計画の変更の反映】救援事務の厚生労働省から内閣府（防災担当）への移管に伴う修正</p> <p>【基本指針、県国民保護計画の変更の反映】外国人登録原票の廃止に伴う修正</p> <p>【基本指針、県国民保護計画の変更の反映】安否情報システムの利用など報告に関する</p>

磐田市国民保護計画変更案 新旧対照表 (平成 30 年度)

頁	現 行	変 更 案	変更要旨
45	<p>3・4 (略)</p> <p>5 安否情報の収集・整理・提供の主な流れ</p>	<p><u>口頭や電話などでの報告を行う。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 安否情報の収集・整理・提供の主な流れ</p>	<p>る記述の整理</p> <p>【基本指針、県国民保護計画の変更の反映】フロー図の整理</p>
46	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等</p> <p>1 武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>市は、御前崎市に所在する中部電力株式会社浜岡原子力発電所が武力攻撃災害を受けた場合には、<u>住民に対する広報を実施する。</u></p> <p>(1) <u>情報の受理、伝達等</u></p> <p><u>武力攻撃原子力災害に関する情報の受理は、自治防災課が行うものとするが、勤務時間外及び休日等の場合にあつては、消防本部情報指令課又は宿・日直員が行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>広報の実施</u></p> <p><u>ア 市は、武力攻撃原子力災害に関する情報について、県と調整を図りながら必要な事項について住民に広報を行うものとする。</u></p> <p><u>イ 広報の手段は、同報無線、広報車及び市のホームページ等により行う</u></p>	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等</p> <p>1 武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>市は、御前崎市に所在する中部電力株式会社浜岡原子力発電所が武力攻撃災害を受けた場合における<u>周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。</u></p> <p><u>この場合において、原子力発電所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。</u></p> <p>(1) <u>市地域防災計画(原子力災害対策編)等に準じた措置の実施</u></p> <p><u>市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、市地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u></p>	<p>【基本指針、県国民保護計画の変更の反映】武力攻撃原子力災害への対処について、市地域防災計画(原子力災害対策編)の作成に伴い、同計画に準じた措置とするよう整理</p>

磐田市国民保護計画変更案 新旧対照表 (平成 30 年度)

頁	現 行	変 更 案	変更要旨
	<p><u>ものとする。</u></p>	<p><u>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</u></p> <p><u>ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所管する消防機関に連絡する。</u></p> <p><u>イ 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。</u></p> <p><u>ウ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。</u></p> <p><u>エ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。</u></p> <p><u>(3) モニタリングの実施</u></p> <p><u>市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、市地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u></p> <p><u>(4) 住民の避難誘導</u></p> <p><u>ア 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。</u></p> <p><u>イ 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。</u></p> <p><u>(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携</u></p> <p><u>ア 市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。</u></p> <p><u>イ 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情</u></p>	

磐田市国民保護計画変更案 新旧対照表（平成 30 年度）

頁	現 行	変 更 案	変更要旨
49 50 51	<p>2 (略)</p> <p>第3 応急措置等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 消防等に関する措置等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請</p> <p>市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。</p>	<p><u>報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。</u></p> <p>(6) <u>国への措置命令の要請等</u></p> <p>市長は、<u>住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。</u></p> <p><u>また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。</u></p> <p>(7) <u>安定ヨウ素剤の服用</u></p> <p>市長は、<u>安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、市地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u></p> <p>(8) <u>避難退域時検査及び簡易除染の実施</u></p> <p>市長は、<u>避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、市地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u></p> <p>(9) <u>飲食物の摂取制限等</u></p> <p>市長は、<u>必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、市地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u></p> <p>(10) <u>職員の安全の確保</u></p> <p>市長又は消防長は、<u>武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第3 応急措置等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 消防等に関する措置等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請</p> <p>市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町__長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。</p>	<p>○適正な記載に修正</p>

磐田市国民保護計画変更案 新旧対照表（平成 30 年度）

頁	現 行	変 更 案	変更要旨
52	<p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 消防の相互応援に関する出動 市長は、他の被災市町<u>村</u>長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>第 8 章 被災情報の収集及び報告</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 市長は、被災情報の収集に当たっては、知事及び消防庁に対し「火災・災害等即報要領」<u>（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号消防庁長官通知）</u>に基づき別に定める様式により報告する。</p> <p>第 9 章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(1) 廃棄物処理対策</p> <p>ア 市は、市地域防災計画に準じた措置を講ずる。この場合「<u>静岡県がれき・残骸物処理指針</u>」（平成 9 年静岡県作成）、「<u>震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル</u>」（平成 8・9 年静岡県作成）及び「<u>一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定書</u>」（平成 13 年締結）等を参考とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 消防の相互応援に関する出動 市長は、他の被災市町<u>長</u>から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>第 8 章 被災情報の収集及び報告</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 市長は、被災情報の収集に当たっては、知事及び消防庁に対し「火災・災害等即報要領」<u>（削除）</u>に基づき別に定める様式により報告する。</p> <p>第 9 章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(1) 廃棄物処理対策</p> <p>ア 市は、市地域防災計画に準じた措置を講ずる。この場合「<u>災害廃棄物対策指針</u>」（平成 30 年 3 月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>○適正な記載に修正</p> <p>○即報要領の通知番号は、第 2 編、第 1 章、第 4 の 5 において、既に記載済みのため削除する。</p> <p>【基本指針、県国民保護計画の変更の反映】廃棄物処理対策の記載内容の修正</p>